

【茨城県】お問い合わせを受け付けました

差出人: hpsystem@pref.ibaraki.jp

8月28日 土曜日 13:49

宛先:

様

お問い合わせいただきまして、誠にありがとうございます。

このメールは、お問い合わせいただきました皆様に、自動的に送信しております。

このメールに心当たりの無い方は、下記「このメールに心当たりの無い場合のお問い合わせ先」までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、お寄せいただいたお問い合わせについては、おおむね1週間を目安に担当課より回答します。

また、お問い合わせの内容によりましては、回答にお時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

本メールは配信専用です。ご返信なさらぬようご注意ください。

【このメールに心当たりの無い場合のお問い合わせ先】

茨城県営業企画課

電話番号：029-301-2128

メールアドレス：webmaster@pref.ibaraki.lg.jp

【お問い合わせ内容】

項目：氏名

内容：

項目：ふりがな

内容：

項目：年齢

内容：

項目：職業

内容：

項目：郵便番号

内容：

項目：住所

内容：

項目：電話番号

内容：

項目：ファックス番号

内容：

項目：メールアドレス

内容：[REDACTED]

項目：問合せ件名

内容：大井川氏の県章不正利用について

項目：問合せ内容

内容：大井川氏の私的サイトにおいて

k-oigawa.jp

茨城県章がページ内画像として掲載され、
ファビコンにも利用されています。

以下質問です。

- 1) 特定の政治活動利用として「使用基準」違反ではありませんか？
- 2) 県章使用承認申請書は出ていますか？
- 3) 県章使用承認されていますか？
- 4) もし使用基準に反している場合、是正指導を今後行いますか？

以上ご回答よろしく申し上げます。

【お問い合わせ日時】

2021/08/28 13:49:57

【お問い合わせページ】

www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/profile/symbol02.html

【茨城県】お問い合わせ内容の回答について

差出人: 広報 | eiki1@pref.ibaraki.lg.jp

8月31日 火曜日 15:21

宛先: [REDACTED]

[REDACTED] 様

平素より、茨城県行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年8月28日に茨城県ホームページお問い合わせフォームから
お送りいただいたご質問について、下記のとおり回答いたします。

記

ご指摘のサイト (k-oigawa.jp) における、県章の使用
についてお調べしたところ、本県へ県章使用承認申請書の提出が
なされていないことが確認されたことから、8月30日に同サイト
管理者に対して、速やかに県章を削除するよう要請いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

茨城県営業戦略部営業企画課広報グループ

電話：029-301-2128

FAX：029-301-3668

E-Mail：eiki1@pref.ibaraki.lg.jp

Twitter：https://twitter.com/lbaraki_Kouhou

HP：<https://www.pref.ibaraki.jp/>
